

寒河江市立新中学校施設整備事業設計業務委託仕様書

1 業務名

寒河江市立新中学校施設整備事業設計業務委託

2 業務内容

土木及び建築に関し、基本設計、実施設計の作成及び設計関連業務を実施する。

基本設計業務は、提案内容等に基づく主要な技術的検討を行い、設計条件等や基本的な設計方針を整理し、計画説明書や平面図・立面図・断面図などに建築物の性能を明示した内容のものとすること。

実施設計業務は、工事施工者が設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるよう、また、工事費の適正な見積もりができるよう基本設計に基づいて設計意図をより詳細に具体化する図面、仕様書等の作成と工事費内訳の作成を実施することで、内容が十分に把握できるものとすること。

3 設計業務責任者の配置と実施体制

受託者は、設計種別ごとに技術者を選任し、関係法令等に基づく有資格者を配置するとともに、設計業務を総合的に把握し調整を行う設計業務責任者を選定し、実施体制表、配置技術者調書を提出すること。

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

5 設計図書の提出

受託者は、基本設計及び実施設計の完了時に「10 提出書類（成果品）」に示す図書を提出し、確認の通知を受けること。なお、図面の作成においては、「建築工事設計図書作成基準・建設設備工事設計図書作成基準及び同解説」等を参考とすること。

6 業務に係る手続等

設計業務にあたっては着手時及び完了時に次の書類を市に提出し、承諾を受けるものとすること。交付金（補助金）申請・実績報告、開発行為届出、土壤汚染対策届出、景観法届出、消防法届出など市が行う各種申請・届出などに際し、必要書類等の作成を行うこと。また、設計業務に必要な許可や申請を適切に行うとともに、関係機関との相談・調整を必要に応じて実施すること。

【設計着手時】設計業務着手届、設計工程表 【設計完了時】業務完了報告書

7 敷地概要

(1) 事業予定地（敷地）の基本条件

所在地	寒河江市大字寒河江字鷹の巣 地内
敷地面積	48,224.10 m ²
地域区分	都市計画区域
用途地域	指定なし
容積率	200/100
建ぺい率	70/100
高さ制限	制限なし
斜線制限	・ 隣地斜線制限 1 : 2.5 ・ 道路斜線制限 1 : 1.5 (道路斜線制限距離 20m) ・ 北側斜線制限 なし
日影規制	用途地域指定のない地域に準拠
防火地域	法 22 条指定区域
各種計画	都市計画道路 3・4・2 号落衣島線の計画 (西方約 100mに位置)
その他	開発行為届出必要、土壌汚染対策届出必要、景観法届出必要

(2) 事業予定地（敷地）の現況

ア 周辺道路

本事業用地に接する道路は、次のとおりである。なお、河川管理用道路含む道路詳細については、県道管理者及び河川管理者又は寒河江市建設管理課に確認すること。

【接する道路】

東側	市道鷹ノ巣塩水線
西側	農道
南側	農道
北側	県道天童大江線

イ インフラ整備状況

本事業に係るインフラ整備状況は、次のとおりである。なお、接続位置容量等については、寒河江市上下水道課への確認及び調整を行うこと。また、雨水排水対策についても十分検討すること。

【上下水道計画】

上水道計画	北側：県道天童大江線	ダクタイル鋳鉄管 φ 250
下水道計画	西側：農道	硬質ポリ塩化ビニル管 (VU) φ 300
	東西側：地区内道路	硬質ポリ塩化ビニル管 (VU) φ 300

8 設計業務の基本要件

建物	階数	面積	所要室等
校舎 重要度係数 Ⅱ類	3階建	約 14,300 m ²	【普通教室等】 ・普通教室 30 室、特別支援教室 10 室 【特別教室等】 ・理科室 4 室（準備室適宜） ・音楽室 3 室（準備室適宜） ・美術室 2 室（準備室適宜） ・技術室 2 室（準備室適宜） ・被服室 1 室（準備室適宜） ・調理室 1 室 ・ICT 室 1 室 ・教育相談室 1 室 ・進路相談室 1 室 ・生徒会室 1 室 【多目的教室等】 ・多目的スペース（各学年 1 箇所） ・ラーニングセンター（図書室） ・多目的ホール 【少人数授業用教室】 ・別室登校教室 2 室 ・通級教室 2 室 【管理諸室等】 ・校長室 1 室 ・職員室 1 室 ・保健室 1 室 ・給食室（単独校調理場）1 室 ・配膳室（各学年 1 箇所） ・事務室 1 室 ・会議室 1 室 ・職員更衣室（男性／女性）それぞれ 1 室 ・印刷室 1 室 ・教材室 1 室 ・放送室 1 室 ・用務員室 1 室 ・トイレ（生徒用：誰でもトイレ有）9 箇所

			・トイレ（生徒用：誰でもトイレ無）3箇所 ・トイレ（職員用）1箇所 ・倉庫（小）9室 ・倉庫（大）1室 【共用部分】 ・生徒用昇降口1室 ・来客用昇降口1室 ・階段適宜 ・廊下適宜 ・エレベーターホール3室
屋内運動場 重要度係数 Ⅱ類	2階建	約2,800㎡	【屋内運動場：メインアリーナ】 ・アリーナ (バスケットボールコート28m×15m：2面) ・地域連携玄関1室 ・ステージ・器具庫（適宜） ・男女トイレ（各1箇所） ・男女更衣室（各1箇所） ・バリアフリースイッチ（1箇所） 【屋内運動場：サブアリーナ】 ・アリーナ (バスケットボールコート28m×15m：1面) ・器具庫（適宜） 【武道場】 ・武道場（柔道場1面、剣道場1面） 【防災倉庫】 ・防災倉庫1室
付属建物	駐輪場（490台程度）		
外構	駐車場（職員・来客用195台程度、身障者用5台程度、給食搬入車両用1台） バスロータリー及びバス駐車場（スクールバス2台程度） その他フェンス等（適宜配置）		
屋外運動場	【屋外運動場：グラウンド】 ・陸上競技 (トラック400m、直線コース120m程度) ・サッカー場 (トラック内に50m×90mを配置)		

	※各コート廻りの余剰スペースは別途提案 【屋外運動場：その他】 ・外周柵、照明灯、国旗掲揚台（適宜配置）
--	---

9 提供できる資料

- ・寒河江市立新中学校施設整備基本構想
- ・寒河江市立新中学校施設整備基本計画（案）
- ・用地平面図（令和7年度実施）
- ・地質調査報告書（令和7年度実施）
- ・その他調査職員が必要と認めた書類

10 提出図書（成果品）

受託者は、基本設計及び実施設計の業務完了時に、それぞれ「基本設計に係る成果図書」、「実施設計に係る成果図書」に示す図書を提出し、確認の通知を受けること。なお、図面の作成においては、「建築工事設計図書作成基準・建設設備工事設計図書作成基準及び同解説」等を参考とすること。

【基本設計に係る成果図書】

基本設計の種類	種類の細別	成果図書	備考
1. 総合	全体計画	計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図 法規チェック図	
2. 造成		造成計画説明書 造成設計概要書 各種技術資料	
3. 構造		構造計画説明書 構造設計概要書	
4. 設備	(i) 電気設備	電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 各種技術資料	

	(ii) 給排水衛生設備	給排水衛生設備計画説明書 給排水衛生設備設計概要書 各種技術資料	
	(iii) 空調換気設備	空調換気設備計画説明書 空調換気設備設計概要書 各種技術資料	
	(iv) 昇降機等	昇降機等計画説明書 昇降機等設計概要書 各種技術資料	
5. 外構		外構計画説明書 外構設計概要書 各種技術資料	
6. 積算		概算工事費	
説明資料等		各工事工程計画 透視図（鳥瞰・外観・内観）	
電子成果		成果図書の電子データ	
その他		打ち合わせ記録簿	

※基本設計の内容によっては、作成を求めない図書がある。

※「総合」は建築物の配置や形状、意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備及び外構に関する設計全体をとりまとめる設計を、「造成」は整備範囲の土工、園路・広場等に関する設計を、「構造」は建築物ごとの構造に関する設計を、「設備」は建築物ごとの設備に関する設計を、「外構」は駐車場や植栽等の外構に関する設計をいう。

※2～5に掲げる成果図書は、1に掲げる成果図書に含まれる場合がある。

※「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。

※「計画説明書」には、設計主旨及び設計概要に関する記載を含む。

※「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

※「概算工事費」は、工種ごとの単価、数量、金額で構成する計算書を含む。

【実施設計に係る成果図書】

実施設計の種類	種類の細別	成果図書	備考
1. 総合		建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図	

		敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 部分詳細図 建具表 各種計算書 その他確認申請に必要な図書	
2. 造成		仕様書 造成平面図 造成断面図 部分詳細図 各種計算書 その他設計確認に必要な書類	
3. 構造		仕様書 構造基準図 伏図（各階） 部材断面図 部分詳細図 構造計算書 その他確認申請に必要な図書	
4. 設備	(i) 電気設備	仕様書 敷地案内図 配置図 受変電設備図 非常電源設備図 幹線系統図 電灯、コンセント設備平面図（各階） 動力設備平面図（各階） 通信・情報設備系統図 通信・情報設備平面図（各階）	

		火災報知器設備系統図 火災報知器設備平面図（各階） 防犯設備系統図 防犯設備平面図（各階） その他設置設備設計図 屋外設備図 各種計算書 その他確認申請に必要な図書	
	(ii) 給排水衛生設備	仕様書 敷地案内図 配置図 給排水衛生設備配管系統図 給排水衛生設備配管平面図（各階） 消火設備系統図 消火設備平面図（各階） 排水処理設備図 その他設置設備設計図 部分詳細図 屋外設備図 各種計算書 その他確認申請に必要な図書	
	(iii) 空調換気設備	仕様書 敷地案内図 配置図 空調設備系統図 空調設備平面図（各階） 換気設備系統図 換気設備平面図（各階） その他設置設備設計図 部分詳細図 屋外設備図 各種計算書 その他確認申請に必要な図書	
	(iv) 昇降機等	仕様書 敷地案内図	

		配置図 昇降機等平面図 昇降機等断面図 部分詳細図 各種計算書 その他確認申請に必要な図書	
5. 外構		仕様書 敷地案内図 配置図 外構平面図 外構断面図 部分詳細図 各種計算書 外構設計概要書 その他設計確認に必要な書類	
6. 積算		工事費内訳書 数量調書 代価表 見積書 単価比較表	
説明資料等		工事工程表（全体事業・各工事工程） 透視図（鳥瞰・外観・内観） 模型の製作	
電子成果		成果図書の電子データ（CAD・PDF）	
製本図		A 1 版 1 部、A 3 版 1 部	
その他		打ち合わせ記録簿	

※実施設計の内容によっては、作成を求めない図書がある。

※「総合」は建築物の配置や形状、意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備及び外構に関する設計全体をとりまとめる設計を、「造成」は整備範囲の土工、園路・広場等に関する設計を、「構造」は建築物ごとの構造に関する設計を、「設備」は建築物ごとの設備に関する設計を、「外構」は駐車場や植栽等の外構に関する設計をいう。

※2～5に掲げる成果図書は、1に掲げる成果図書に含まれる場合がある。

※「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。

※「工事費内訳書」は、工種ごとの単価、数量、金額で構成する計算書を含む。

11 成果品の提出期限

調査職員の確認を事前に受け、修正が必要なものは修正した後、それぞれの提出期限まで提出すること。ただし、協議のうえ、提出期限が変更となる場合がある

(1) 基本設計成果品

令和8年3月末を目途とする。

(2) 実施設計成果品

令和9年3月末を目途とする。

12 設計にあたっての注意事項

- (1) 職員室と保健室は近接させ1階に配置し、職員室からグラウンドを見渡せる計画やグラウンドから保健室への動線に配慮した計画とすること。
- (2) 特別支援教室は1階又は2階に配置し、その学級同士が交流できる計画とすること。
- (3) ラーニングセンター（図書館）は校舎の中心に配置し、柔軟な学びの場と居心地の良い読書空間を両立させた計画とすること。また、通常の机や椅子を配置した閲覧コーナーのほかに、様々な形状のベンチや多彩なスツールなど多様な居場所を計画すること。
- (4) 給食室は汚染区域と非汚染区域を明確に分け、食品の交差汚染防止や作業効率の向上に貢献する計画とすること。
- (5) 中庭や吹き抜けを計画する際には、安全面に十分に配慮し効果的な配置とすること。
- (6) 冬季間の雪や風による影響は、地域環境を理解した計画となるよう検討すること。
- (7) 環境負荷の低減にあたり施設における環境啓発に配慮しつつ、先進技術を活用するなど実用可能性も含めた最適な手法を検討すること。
- (8) 校舎及び屋内運動場は、全館冷暖房設備を完備すること。
- (9) 持続可能な施設を目指すため、ZEB Ready 以上を実現する施設計画とすること。
- (10) ZEB 化の検討にあたり ZEB プランナーの資格を有する者を参画させること。
- (11) 複数学級が同時多発的にタブレット端末を使用した場合でも、十分な通信速度が保たれる LAN 環境を整備すること。
- (12) 屋内運動場は地域開放利用や避難所開設といった多目的な利用に展開できるように、高い耐久性能と外皮性能を持った計画とすること。
- (13) 地域開放エリアは屋内運動場、武道場、多目的ホールを想定し、地域開放時の施設管理に配慮したまとまりのある計画とすること。
- (14) 外構や植栽については、車両や歩行者の通行の安全確保に十分に配慮すること。
- (15) 植栽計画は樹種、形状及び生育状況に応じた維持管理の容易な樹木を選定すること。
- (16) 施設の規模及び利用状況を勘案し、利用者の安全を確保する適切な防犯計画を立て、敷地内での事故や犯罪等の防止に努めること。

13 その他、注意事項

(1) 共通事項

- ア 業務は公募型プロポーザルで提出された「技術提案書」の内容を反映しつつ、市と協議のうえ、進めるものとするが、提案内容を全て採用されるものではない。
- イ 業務は市が指示した延べ面積を遵守し、設計条件に基づいて実施すること。
- ウ 受託者は調査職員の指示があった場合、必要な調査を行い、関係機関と打ち合わせのうえ、その内容を打ち合わせ記録簿にまとめること。
- エ 受託者は業務の内容に疑義が生じたときは、速やかに市の指示を受けなければならない。
- オ 市民及び議会への説明資料等の作成や説明会等への参加は、適宜行うこと。
- カ 関係法令に伴う届出等は、適宜対応すること。
- キ 業務の実施にあたっては、現地の周辺状況を十分に調査把握し、給水、排水、消防、ガス、電気及び通信設備等については関係機関と十分に打ち合わせを行いながら、調査職員と緊密に連絡協議のうえ、実施すること。なお、協議の内容は打ち合わせ記録簿にまとめること。
- ク 原則として全ての提出物は、紙及び電子データの両方で提出すること。電子データやファイルの保存形式は、調査職員と打ち合わせのうえ、決定すること。
- ケ 確認申請手数料は、本業務の委託料に含むものとし、当該手数料を立て替え費用と計上し申請時に受託者が支払うものとする。ただし、受託者側の責めに帰すべき事由により、確認済証等の交付を受けることができず、再申請を行わなければならない場合は、再申請に伴う確認申請手数料を受託者が支払わなければならない。
- コ 構造計算適合性判定手数料は、本業務の委託料に含むものとし、当該手数料を立て替え費用と計上し申請時に受注者が支払うものとする。ただし、受託者側の責めに帰すべき事由により、確認済証等の交付を受けることができず、再申請を行わなければならない場合は、再申請に伴う構造計算適合性判定手数料を受注者が支払わなければならない。
- サ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料は、本業務の委託料に含むものとし、当該手数料を立て替え費用と計上し申請時に受注者が支払うものとする。ただし、受託者側の責めに帰すべき事由により、確認済証等の交付を受けることができず、再申請を行わなければならない場合は、再申請に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を受託者が支払わなければならない。
- シ 業務上知り得た事項は、他に漏らしてはならない。
- ス 設備機器用基礎の計算（長期荷重・短期荷重・転倒モーメント）を行うこと。
- セ 設備設計計算書は 国土交通省営繕部監修・公共建築協会発行の「建築設備設計基準」（最新版）に基づき行うこと。

(2) 積算

ア 積算を行う者は、社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有するものとする。

イ 別途発注業務である地質調査の調査位置及び数量については、本業務内で協議することができる。

ウ 市の提示した工事費と受託者が立案した計画施設から算出した工事費との間に相違がある場合には、計画内容変更に伴う設計図書等の修正を行うものとする。

14 業務委託契約の契約保証

寒河江市契約に関する規則第 5 条及び寒河江市設計業務等委託契約約款第 4 条により、受託者は契約の締結と同時に保証を付さなければならない。

15 業務委託料の年度別支払い区分

寒河江市設計業務等委託契約約款第 3 6 条の 2 により、債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額を示すものとする。